

## 委託業務処理要領

### 1 目的

本要領は、自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の保安管理業務に関する委託契約の内容について、統一的な解釈及び運用を行うため必要な事項を定めたものである。

### 2 保安管理業務の対象

- (1) 施設名 北海道警察学校旭川方面分校  
所在地 旭川市住吉7条1丁目3867番3  
設備容量 低圧設備 1式  
非常用予備発電装置 39.0 KVA
- (2) 施設名 北海道警察学校旭川方面分校けん銃射撃場  
所在地 旭川市住吉7条1丁目3867番3  
設備容量 105 KVA（最大出力 78 KW）

### 3 処理方法

保安管理業務の実施に当たっては、経済産業省「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（最新改定版による）の規定によるほか、この処理要領により行うものとする。

### 4 監督官庁への届出等

乙は、北海道産業保安監督部長に対する届出、申請等を適切に行うこと。

### 5 業務の実施

- (1) 月次点検及び年次点検  
月次点検、年次点検の実施に当たっては、あらかじめ別紙1「点検予定表」を提出すること。
- (2) 臨時点検  
事故発生時の緊急出動は、休日、夜間にかかわらず行うものとし、これに伴う費用は乙の負担とする。
- (3) 点検に必要な機材等に係る費用は、全て乙が負担すること。

### 6 点検項目等

別記「自家用電気工作物点検業務仕様書」による。

### 7 業務処理責任者及び保安業務担当者等

委託契約書第5条第1項の規定により、業務処理責任者等を定めて甲に通知する際は、同条2項の規定に基づき保安業務担当者及び保安業務従事者が電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）に適合する者であることを証明する書類を添付すること。

また、保安業務担当者及び保安業務従事者を変更した場合も、同様とする。

## 8 点検結果の報告

### (1) 旭川方面分校庁舎

#### ア 月次点検

別紙2-1「自家用電気工作物点検報告書」に別紙3-1、3-2を添付して報告すること。また、4月・5月分、6月・7月分、8月・9月分、10月・11月分、12月・1月分については翌月速やかに、2月・3月分については3月31日に報告すること。

#### イ 年次点検

翌月速やかに、月次点検報告に別紙4-1、4-2、4-3、4-4を添付して報告すること。

### (2) 旭川方面分校けん銃射撃場

#### ア 月次点検

翌月速やかに（3月分は3月31日）、別紙2-2「自家用電気工作物点検報告書」に別紙3-1、3-2を添付して報告すること。

#### イ 年次点検

翌月速やかに、月次点検報告に別紙4-1、4-2、4-3、4-4、4-5を添付して報告すること。

## 9 その他

委託業務にあたっては下記を遵守するとともに、不明な点は業務担当員と協議の上で、実施するものとする。

(1) 業務処理責任者等は、保管管理業務の実施に当たっては、保安規程に基づき、自ら実施すること。

(2) 業務処理責任者等は、工事期間中の点検、月次点検又は年次点検の結果から技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を甲に指示又は助言すること。

(3) 工事期間中は、月次点検にておいて実施することとしている外観点検を行い、電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

(4) 事故又は故障発生時等においては、次の処置を行うこと。

ア 事故又は故障の発生や発生のおそれがある旨の連絡を甲又は業務担当員から受けた場合は、業務処理責任者等が、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。

イ 業務処理責任者等は、事故又は故障の状況に応じて、臨時点検を行う。

ウ 事故又は故障の原因が判明した場合は、業務処理責任者等が同様の事故又は故障を再発させないための対策について、甲に指示又は助言を行う。

エ 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）に基づく事故報告を行う必要がある場合は、業務処理責任者等が甲に対し、事故報告するよう指示を行う。